【件名】

インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起(その24:25日0時からの21日間ロックダウンほか)

【ポイント】

- ●インド政府によると、3月24日現在のインド国内感染者の合計は469例 (死亡10例)となっています。
- ●本24日、モディ首相は新型コロナウイルスに関する演説を行い、25日0時から21日間、インド全土においてロックダウンを行う旨発表し、インドに滞在する全ての人々に対し、自宅又は滞在先に留まるよう呼びかけました。

この措置を受け、領事業務を含め大使館の業務が今後限定的になる可能性があります。

●なお、25日、27日、28日の日本航空便については、モディ首相の演説を受け確認した結果、インド政府は引き続き運航可能としています。

また、日本航空、全日空は29日以降の運航の予定を発表していますが、本日のモディ首相による演説による影響については、確認でき次第お知らせします。

- ●航空便の予定は今後の状況次第で変更となる可能性もあるところ、帰国を予定されている方におかれましては、最新情報の入手に努めてください。
- ●日本への帰国を予定されている方のうち、ビザが失効している方は、必ず出国 までに延長手続きを済ませてください。

【本文】

(前回(その23)の領事メールからの更新部分は下記1~4です。)

1 インド政府によると、3月24日現在のインド国内感染者の合計は469 例(死亡10例)となっています。州ごとの内訳等は以下をご覧ください。

https://www.mohfw.gov.in/node/4904/

2 本24日、モディ首相は新型コロナウイルスに関する演説を行い、25日0時から21日間、インド全土においてロックダウンを行う旨発表し、インドに滞在する全ての人々に対し、自宅又は滞在先に留まるよう呼びかけました。

なお,これを受け,領事業務を含め大使館の業務が今後限定的になる可能性が あります。

3 25日, 27日, 28日の日本航空便については、モディ首相の演説を受け確認した結果、インド政府は引き続き運航可能としています。

日本航空,全日空は29日以降の運航の予定を発表していますが,本日のモディ首相による演説による影響については、確認でき次第お知らせします。

出国予定のある方で出国予定日までにビザの有効期限が切れる方は、必ず出国までに延長の手続きを済ませて下さい。(なお、4月15日までの間に失効する査証の延長を希望する場合は、管轄する外国人登録事務所(FRRO/FRO)にオンラインで申請する必要があります。)

- 4 23日夕刻, デリー警察は, 必需サービスの提供に携わる企業の職員について, デリー市内の移動に際して通行証(curfew pass)の携行が必要となる旨発表しました。デリー警察が発表した内容は以下のとおりです。
 - (1) デリー市内に所在する企業に勤め、必需サービスの提供に携わる職員について、所属企業はデリー警察が発行する通行証(curfew pass) を入手し、当該職員に携行させる必要がある。
 - (2) デリー外部に所在する企業についても、必需サービスの提供に携わる職員がデリーから通勤する場合、同様にデリー警察発行の通行証を入手し、 当該職員に携行させる必要がある。
 - (3) それぞれの地区における警察窓口は以下のとおり。
 - ① グルグラム/マネサール サウスウェスト地区警察(住所:DCP Office South West District, Nelson Mandela Marg. Vasant Vihar, New Delhi)
 - ② ファリダーバード サウスイースト地区警察(住所: DCP Office South East District, Sarita Vihar, New Delhi)
 - ③ ガジアバード シャーダラ地区警察(住所: DCP Office Shahdra District, Shalimar Park, Bholanath Nagar, Shahdra, Delhi)
 - ④ ノイダ イースト地区警察(住所: DCP Office East District, I.P. Extension, Mandawali Fazalpur, Delhi)
 - ⑤ ソニパト アウターノース地区警察 (住所: DCP Office Outer North District, Police Station Samaipur Badali, New Delhi)
 - ⑥ バハドゥルガル/ジャッジャル アウター地区警察(住所: DCP Office Outer District, Guru Harkishan Marg, Pushpanjali Enclave, Pitampura, New Delhi)
 - (4) 政府から必需サービスの提供を委託されている民間業者は、身分証及び

政府からの証明書の提示をもって移動が許可される。

- 5 在留邦人, インドご滞在中の皆様におかれては, 以下の点にご注意の上, 最 新情報の入手に努めてください。
- (1)中央政府及び地方政府が感染予防のための措置を強化する方向にあり、制度が突然変更される可能性もありますので、十分注意して行動してください。
- (2) 在インド日本国大使館ではデリー及びその近郊にお住まいの在留邦人の 皆様からの保健相談を受け付けるための窓口を設置しています。

jpemb-hokensoudan@nd.mofa.go.jp

ご利用に際しての詳細は、以前の領事メールをご覧ください。

- (3) ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。
- ・アルコール系手指消毒薬または石鹸と流水による手洗いを頻繁に行う。目,鼻,口などに触れる前に手洗いをする。
- ・マスク等の確保に努め、咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を 覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆 い、手洗いを行う。

(各種情報が入手できるサイト)

インド政府広報局ホームページ

https://pib.gov.in/indexd.aspx

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW INDIA

インド入国管理局ホームページ

https://boi.gov.in/

在日インド大使館ホームページ

https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html

外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

厚生労働省ホームページ:新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708 00001.html

首相官邸ホームページ:新型コロナウイルス感染症に備えて

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

(お問い合わせ先)

在インド日本国大使館

電話:011-4610-4610(代表)

email: jpemb-cons@nd.mofa.go.jp